

令和8年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間 令和8年 5月14日(木)～令和8年 5月20日(水)〈必着〉
 試験日 ※日時および場所については、受験者に別途連絡します。
 採用予定日 令和8年 6月 1日(月)

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課
 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
 TEL 0776-20-0350
 FAX 0776-20-0643

1 募集概要

採用予定日	令和8年6月1日(月)
任用期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合あり)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	福井県難病支援センター (福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院3階)
業務内容	難病就労相談員 (難病患者の就労に関する相談・支援、難病に関する情報提供・普及啓発、関係機関との連絡調整、報告書の作成など)
採用予定人員	1名

2 受験資格

次の(1)および(2)を満たすこととします。

(1)地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(2)就労相談、就労支援の経験がある者

※社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有していればなお良い。

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 令和8年5月22日(金) (予定)
- (2) 試験会場 福井県庁3階 保健予防課 (福井市大手3丁目17-1)
※日時、場所の詳細は個別にお知らせします。

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員(パートタイム)採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出(持参または郵送)してください。
- (2) 受験申込先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県健康福祉部健康医療局保健予防課疾病対策グループ
(福井県庁3階)
- (3) 受付期間 令和8年5月14日(木)~令和8年5月20日(水)〈必着〉
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (4) 注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、5月20日(水)までに到着したものに限り受け付けます。
・受験票は発行しません。

7 勤務条件

【難病就労相談員】

- (1) 勤務日 週29時間(週4日勤務)
※毎月、所属が指定する日となります。
(原則、土、日、祝日を除く平日)
※土、日、祝日にも勤務する場合があります。
※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)
- (2) 勤務時間 原則、午前8時45分から午後5時00分まで
※休憩時間は正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報酬 月額148,000円~179,600円
※学歴・経験等を考慮の上、決定します。
- (4) 期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給(最大年間4.65月分)
(ボーナス)(例)報酬月額179,600円の場合年間支給額54万円程度
※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。

- (5) 休 暇
 - ・年次有給休暇 年間10日
継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病欠休暇(有給)など
- (6) そ の 他
 - ・通勤費を別途支給します。
 - ・地方公務員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
 - ・公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。
 - ・地方公務員法上の服務規定等（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）の適用があります。
 - ・報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。
 - ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者(本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達 日から1か月	福井県健康福祉部 健康医療局 保健予防課

○ 口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人（代理人は不可）が、以下いずれかを持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、福井県健康福祉部健康医療局保健予防課へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付していません。

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券（パスポート）
- ③ 各種健康保険の資格確認書
- ④ 各種年金手帳等
- ⑤ 個人番号カード